

2025 年 1 月 29 日 全 9 頁

J-FLEC 認定アドバイザーを活用した職域向けファイナンシャル・ウェルビーイング推進のすすめ

1,000 人を超えてきた金融経済教育推進機構（J-FLEC）の認定アドバイザー

コーポレート・アドバイザリー部 主席コンサルタント 小島一暢

[要約]

- 2024 年 4 月に設立された金融経済教育推進機構（「J-FLEC」）は、同年 8 月より「J-FLEC 認定アドバイザー」（認定アドバイザー）の認定申請の受付を開始し、本格的な活動に入った。
- 認定アドバイザー数は順調に増えており、同年 12 月 9 日時点で 1,013 名と 1,000 名を超えたことが公表された。しかし、J-FLEC ウェブサイトには認定アドバイザーのプロフィール情報が掲載されているが、内容にばらつきが見られる。今後、認定アドバイザーが社会的な認知度を高めて、国民の金融リテラシー及びファイナンシャル・ウェルビーイングの向上を推進する戦力となるためには、「認定アドバイザーの資格を活用した魅力ある事業モデルの開発」と、「個々の認定アドバイザーと相談者の間のマッチングの仕組み」が必要であると思われる。
- 本稿では上述の動きを進めていく観点で、職域向けのアドバイスを中心とした事業モデル案を二つ示した。すなわち、主に大企業を対象とした「職域ファイナンシャル・アドバイザー」と、主に地方の中小企業（及び一般世帯）を対象とした「地域ファイナンシャル・アドバイザー」である。
- 認定アドバイザーによる職域向けの金融経済教育、資産形成等の支援は、J-FLEC のミッションの実現にとって有意義な事業になるとともに、職域の事業主である企業にとっても従業員のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上、それを通じた生産性・エンゲージメントの増進、さらに企業価値の向上へと展開するストーリーを描ける施策になることを期待する。

1. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の設立と「J-FLEC 認定アドバイザー制度」

(1) J-FLEC の設立と「J-FLEC 認定アドバイザー制度」の位置づけの整理

2024 年 4 月、金融経済教育推進機構（「J-FLEC」）は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく認可法人として設立された。J-FLEC は、同年 8 月より「J-FLEC 認定アドバイザー」（認定アドバイザー）の認定申請や講師派遣（出張授業）の申込受付を開始し、本格的な活動に入り現時点で約 6 か月が経過したところである。

（図表 1）J-FLEC の組織概要

名称	金融経済教育推進機構 (英) J-FLEC: Japan Financial Literacy and Education Corporation
根拠法	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (2024 年 2 月 1 日施行)
設立	2024 年 4 月 5 日
目的	適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること。
ミッション	一人ひとりが描くファイナンシャル・ウェルビーイングを実現し、自律的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりへの貢献
ビジョン	金融リテラシーの向上を図るプラットフォームとして、時代の移り変わり と個人の多様性に即した金融経済教育の提供、いまと未来の暮らしをより良 くする金融サービスの活用や資産の形成と活用を支援

出所：J-FLEC ウェブサイト「J-FLEC のご紹介」より大和総研作成

J-FLEC の設立及び「J-FLEC 認定アドバイザー制度」の導入の背景には、岸田文雄前首相が掲げた「新しい資本主義」の実現へ向けて 2022 年 11 月に決定された「資産所得倍増プラン」、2022 年 12 月に公表された金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループの「顧客本位タスクフォース中間報告」があると捉えることができる。

「資産所得倍増プラン」においては、実現に向けた施策パッケージである「資産所得倍増に向けた 7 本柱」が示され、その第三、第四、第五の柱ではそれぞれ、「中立的で信頼できるアドバイスの提供を促す仕組み」、「雇用者による資産形成の支援強化」、「金融経済教育の充実」が掲げられている。これらによって、資産所得倍増の実現に向けた推進の施策として「中立的なアドバイザーによる資産形成支援」、「雇用者としての企業による職員の資産形成支援」が具体的に示された。安定的な資産形成の重要性を浸透させていく推進主体としての金融経済教育推進機構

（図表 2、第五の柱ご参照）の方向性が示されたと言えるだろう。

また、第三の柱の「中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組み」を担う「中立的なアドバイザー」については、金融庁金融審議会の市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告（2022 年 12 月）¹に関連する指摘がある。具体的には、「家計管理、資金計画、つみたて NISA 等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービスなどについて、気軽に相談し、継続的に良質なアドバイスを受けられる環境を整備することが重要」、「顧客の立場に立っていると謳いながら、特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われているケースが見られる、顧客にとって誰が信頼できるアドバイザーであるかが分からない」等の課題が示された。

¹ 金融庁金融審議会の市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告（2022 年 12 月）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221209.html

(図表 2) 資産所得倍増に向けた 7 本柱 (2022 年 11 月)

テーマ (「柱」)	内容
第一の柱: 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化	① NISA 制度の恒久化 ② NISA の非課税保有期間の無期限化 ③ 一般 NISA・つみたて NISA の投資上限額の増加 ④ 2024 年度から施行される新 NISA 制度の取扱い (簡素で分かりやすい制度) ⑤ NISA の手続きの簡素化
第二の柱: 加入年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革	① iDeCo の加入年齢の引上げ ② iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ ③ iDeCo の手続きの簡素化
第三の柱: 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設	・ 消費者の知識不足を補完し、他方で、 <u>消費者が信頼することができる中立的なアドバイザーの検討</u> (投資助言業の登録要件の緩和、監督体制の整備等)
第四の柱: 雇用者 (= 被用者) に対する資産形成の支援強化	・ <u>中立的なアドバイザーの活用</u> ・ <u>企業による資産形成の支援強化</u>
第五の柱: 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実	・ <u>安定的な資産形成の重要性の浸透</u> ➢ <u>2024 年に設立予定の金融経済教育推進機構</u>による広報活動 ➢ 金融経済教育推進機構を中心とした官民一体の効率的・効果的な金融経済教育の全国的な実施 ・ 国民への働きかけ ・ 公的年金シミュレーターと民間サービスとの連携等
第六の柱: 世界に開かれた国際金融センターの実現	<金融資本市場の活性化> ・ スタートアップ支援 ・ ESG 債市場等の活性化 ・ 人的資本への投資 ・ コーポレートガバナンス改革 ・ 市場インフラの強化 ・ 銀証ファイアウォール規制の見直し <金融行政・税制のグローバル化> <外国籍の高度金融人材を支える生活・ビジネス環境整備>
第七の柱: 顧客本位の業務運営の確保	・ 「顧客本位の業務運営の原則」の見直しや必要なルール整備 ・ アセットオーナーの運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及

出所: 新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」より大和総研作成

(2) J-FLEC 認定アドバイザー制度と認定アドバイザーの認定・公表状況

J-FLEC 認定アドバイザー制度においては、J-FLEC が定める認定要件に合致し、かつ所定の審査を通過した個人が認定アドバイザーとして認定・公表されている。認定アドバイザーは J-FLEC が実施する講師派遣 (出張授業) の講師、無料相談の相談員業務を行えることに加えて、J-FLEC 外でもその称号を使って個別相談を行うことが認められている。また、所定の手続きを行えば、

「J-FLEC 初めてのマネープラン」割引クーポンの対象事業者となることができる。このクーポンは認定アドバイザーによる有料の個別相談を初めて利用する相談者に J-FLEC が電子配布するもので、相談料が 80%割引（最大 3 時間分。ただし、割引額は 1 時間につき上限 8,000 円、3 時間合計で 24,000 円が上限）になる。

認定アドバイザーの数は、2024 年 8 月に申請受付を開始してから順調に増えており、同年 12 月 9 日時点で 1,013 名と 1,000 名を超えたことが公表された。年代別では 60 代（420 名）、50 代（325 名）が多く、合計で全体の 73.6%を占める。また、保有資格では CFP（485 名）、AFP（208 名）、FP 技能検定（2 級以上）（173 名）が全体の計 85.5%を占め、そのうち CFP 保有者は 47.9%と全体の半数近くに達している。

（図表 3）J-FLEC 認定アドバイザー（1,013 名）の属性（2024 年 12 月 9 日時点）

（年代）

20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
3名 (0.3%)	53名 (5.2%)	134名 (13.2%)	325名 (32.1%)	420名 (41.5%)	78名 (7.7%)

（保有資格）※複数の資格を保有している場合は、左側のものから優先してカウント。

CFP	AFP	FP技能検定 (2級以上)	消費生活 相談員等	外務員 (1種)	士業(注)	証券 アナリスト	DCプラン ナー(1級)	銀行業務 検定
485名 (47.9%)	208名 (20.5%)	173名 (17.1%)	38名 (3.8%)	43名 (4.2%)	44名 (4.3%)	19名 (1.9%)	1名 (0.1%)	2名 (0.2%)

（注）税理士、司法書士、社会保険労務士など

85.5%

出所：J-FLEC ウェブサイト 2024 年 12 月 16 日「J-FLEC 認定アドバイザーの認定状況」より

J-FLEC ウェブサイト上に公表されている認定アドバイザーのプロフィールには、項目として「自己紹介」、「得意分野」、「年代」、「保有資格」、「所属」、「住所」、「業務経験」、「相談内容（1 時間あたり相談料の目安、対応時間、相談方法等）」が記載できるようになっている。2025 年 1 月 7 日時点でプロフィールが掲載されていた 201 名の東京都の認定アドバイザーの情報を確認したところ、「1 時間あたりの相談料の目安」は 10,000～11,000 円程度が全体の約半分、「クーポン対象事業者」は全体の 20%強となっている。筆者個人の印象としては、公表された認定アドバイザーのプロフィール情報にはかなりばらつきがあると感じた（氏名と年代のみの場合もあった）。今後、認定アドバイザーが社会的な認知度を高めて、国民の金融リテラシー及びファイナンシャル・ウェルビーイングの向上を推進する戦力となるためには、「認定アドバイザーの資格を活用した魅力ある事業モデルの開発」と「個々の認定アドバイザーと相談者の間のマッチングの仕組み」が必要であると思われる。

2. 認定アドバイザーの資格を活用した事業モデル案の例

国民全体の金融リテラシーとファイナンシャル・ウェルビーイング向上を推進するためには、

どのターゲットグループにどういう方法でアクセスするのが効率的かつ効果的であるかを検討することが必要である。ターゲットグループの切り口としては、たとえば、「職域（大企業）」、「職域（中小企業）」、「地域（大都市圏以外）」、「女性」、「若年層」、「高齢者」、「貧困層」などが挙げられる。以下、こうしたターゲットグループへのアクセスの視点から、個々の認定アドバイザーが一定の営利性を確保できる素地がありそうな事業の試案を二つ示してみたい。

(1) 職域ファイナンシャル・アドバイザー（主に大企業向け）

以下の図表 4 は、認定アドバイザーの資格を活用した「職域ファイナンシャル・アドバイザー」の案である。雇用主である企業の立場からは、従業員の金融面の不安の軽減を通じた生産性の向上、エンゲージメント増進が期待でき、人的資本経営の推進の観点からもメリットが大きい施策になるのではないかと思料する。

(図表 4) 職域ファイナンシャル・アドバイザーの案

事項	内容
趣旨・概要	- 企業が従業員のファイナンシャル・ウェルビーイングの増進、資産形成を目的として、従業員の相談に応じて中立的な立場で金融面のアドバイスを提供する「職域ファイナンシャル・アドバイザー」を設置 - 企業内の立場は産業医に近いイメージ
想定される認定アドバイザーの業務	- 従業員からの希望に応じた個別相談へのアドバイス提供 - 企業内の研修・啓蒙活動、情報発信
企業にとってのメリット	- 従業員の金融面の不安の軽減による生産性の向上、エンゲージメント増進 - 企業の経営・人事政策等を理解できる立場のアドバイザーを確保 - 人的資本経営の実践としての対外評価の向上
認定アドバイザーにとってのメリット	- 事業面、報酬面での安定性 - 社内での経験の蓄積、評価獲得による付加価値向上
J-FLEC にとってのメリット	職域ファイナンシャル・アドバイザーとなった認定アドバイザーの成果、経験の情報を収集し、ベストプラクティスの蓄積、発信を行えることが期待できる
留意点、検討事項等	- 質の高い候補人材の確保、選定 - 従業員の相談に関する情報管理 - アドバイスに起因するトラブル、等

出所：大和総研

J-FLEC がウェブサイト上に公開している「J-FLEC のご紹介」²という資料の「6. その他」には、「職域教育の重要性（学生による企業選択のポイント）」、「企業型 DC における継続投資教育」といった「職域における金融経済教育」の重要性と課題を指摘、説明したスライドが提示されている。「学生による企業選択のポイント」については、Z 世代の学生は「安心して働ける環境」を志向する傾向があり、「資産形成・金融リテラシー」に関する研修に関心度が高いことが示さ

² J-FLEC ウェブサイト「J-FLEC のご紹介」（詳細版）https://www.j-flec.go.jp/wpimages/uploads/J-FLEC_leaflet_v2.pdf

れている。また、「企業型 DC における継続投資教育」については、確定拠出年金法で企業型 DC を実施する事業主に対して加入者等に継続投資教育を行う努力義務を課しているにもかかわらず、加入者側に教育が浸透していないことが指摘されている。その上で、従業員の資産形成支援など「企業が従業員の幸福を目指す上で、心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取り組み（ファイナンシャル・ウェルネス）」は、従業員のエンゲージメント向上、ひいては企業価値向上に資する、としている。

職域における金融教育の有効性は、経済協力開発機構（OECD）の金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education, INFE）が 2022 年に公表した各国の職域における金融教育の状況と課題を取りまとめた報告書「Policy Handbook on Financial Education in the Workplace」³（以下、OECD 報告書）にも強く指摘されている。OECD 報告書は、「職域（Workplace）における金融教育の重要性はますます高まっている。それは、従業員の多くが足もとや長期の予期せぬ収入減への対応力（financial resilience）と経済的な幸福度（financial well-being）に影響する問題に直面しているからである。職域は、家計の意思決定者を含む成人人口の大部分に金融教育を届けることができるうってつけのチャンネルでもある。」⁴と論じている。

（2）地域ファイナンシャル・アドバイザー（主に地方の中小企業、一般世帯向け）

認定アドバイザーの資格を活用した事業案の二つ目は、主に地方の中小企業及び一般世帯をターゲットとしたものである。以下の図表 5 に示す通り、J-FLEC の一つの事業として地域向けの専門認定アドバイザーを採用し、地方自治体等とタイアップして地方の中小企業が雇用する従業員や一般個人・世帯へ資産形成等に関する金融アドバイスを提供するものである。

³ OECD ウェブサイト「Policy Handbook on Financial Education in the Workplace」（OECD 報告書）
https://www.oecd.org/en/publications/policy-handbook-on-financial-education-in-the-workplace_b211112e-en.html

⁴ 金融広報中央委員会による“Policy Handbook on financial education in the workplace”（「職域における金融教育の実施手引」、OECD/INFE 2022）の Executive Summary・要旨（仮訳）より抜粋
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oecd2/pdf/executivesummary.pdf>

(図表 5) 地域ファイナンシャル・アドバイザーの案

事項	内容
趣旨・概要	- J-FLEC が認定アドバイザーの中から「地域ファイナンシャル・アドバイザー」を選考・採用し、地方自治体等とタイアップして、地域の中小企業の従業員や個人からの相談への対応、アドバイス提供の仲介を行う（J-FLEC と地方自治体の JV のイメージ） - タイアップする地方自治体には、中小企業、個人からのアドバイス等の提供希望の受付窓口を作り、周知する
想定される認定アドバイザーの業務	- 地方自治体経由で受け付けた個別の相談等に応じたアドバイスの提供（オンライン中心を想定） - 地方自治体とタイアップした金融リテラシー向上セミナー、啓蒙活動の企画、講演等の実施（現地での対面活動またはオンラインを想定）、等
地方自治体、中小企業、個人にとってのメリット	- 地方の企業、住民への安心感のあるアクセスしやすい相談受付・アドバイス提供の仕組みの構築 - それによる「住みやすさ」、「安心感」の観点での地域価値の向上 - 中小企業の福利厚生向上による従業員の生産性及びエンゲージメント向上
認定アドバイザーにとってのメリット	- J-FLEC により「地域ファイナンシャル・アドバイザー」に選抜されたことによる資格価値の向上（別途の称号の設定も考えられる） - 地方創生・地域活性化の視点を持った事業を通じて構築できるネットワーク、2 次ビジネスへの展開可能性
J-FLEC にとってのメリット	地域ファイナンシャル・アドバイザーの事業の成果、事例の収集によりベストプラクティスの蓄積、発信を行える
留意点、検討事項等	- 地方自治体と J-FLEC の間の役割分担（契約関係） - 企業、一般世帯/個人との契約関係、対価の水準 - 地域ファイナンシャル・アドバイザーの処遇（報酬の設定、公的な補助の検討） - パイロット事例を入念に計画し、成功事例を示すことが重要と思われる

出所：大和総研

J-FLEC は活動の一環として、全 47 都道府県に設置された金融広報委員会（事務局；J-FLEC、日銀支店または県庁）、各地の銀行協会（49 か所）、日本証券業協会地区協会（8 か所）、財務（支）局（10 か所）等の関係団体と連携し、全国各地の金融経済教育の底上げに取り組んでいる。そして、全国を八つに分けてブロック協議会を設置し、J-FLEC を中心として各地域の関係団体が地域の金融経済教育の普及・促進に向けた議論を行う体制を整えている。認定アドバイザーが地域に即した金融経済教育のための情報・意見交換を行う「J-FLEC 認定アドバイザー等研修会」という場も設けられている。

しかし、全国各地の国民の金融リテラシー向上、資産形成の支援に対して、認定アドバイザーという限られたリソースを効果的に投入していくという視点に立つと、セミナー開催や講師派遣に加えて、相談・支援を必要とする人が安心して相談できる認定アドバイザーに出会える仕組

みが必要と考えられる。上記の案は、その仕組みとして、地方自治体や雇用主（中小企業等）が認定アドバイザー紹介の接点になることが有効ではないかとの考えに基づくものである。

3. おわりに

本稿では、2024 年 4 月に設立された J-FLEC の「認定アドバイザー制度」に着目し、その現状を確認するとともに、認定アドバイザーによる事業として職域での金融経済教育及び資産形成支援の案を提示した。その際には、特に、職域におけるファイナンシャル・ウェルビーイングの向上において認定アドバイザーの価値を発揮させるという視点を重視している。言及した OECD 報告書に強調されている通り、金融経済教育の実施のチャネルとして職域は非常に有効であり、そのチャネルに対応していく仕組みとして J-FLEC の認定アドバイザーの活用はポテンシャルがあるのではないかと考える。認定アドバイザーによる職域向けの金融経済教育、資産形成等の支援は、J-FLEC のミッションの実現にとって有意義な事業になるとともに、職域の事業主である企業にとっても従業員のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上、それによる生産性・エンゲージメントの増進、さらに企業価値の向上へと展開するストーリーを描ける人的資本を重視した経営戦略に資する施策になるのではないかと期待する。

ー以上ー